

## 第3 計画推進のための基本的事項

### 【計画の体系】

希望するすべての障がいのある人が安心して地域で暮らせる社会の実現

#### 《項目》

#### 《推進施策》

### I 北海道障がい者条例の施策の推進

1 権利擁護の推進

- (1) 権利擁護の推進・虐待の防止
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 成年後見制度等の活用促進
- (4) 理解の促進
- (5) 地域福祉活動の推進

2 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

- (1) 地域づくり委員会等の取組

3 就労支援施策の充実・強化

- (1) 道民、企業、行政等が一体となった応援体制づくり
- (2) 一般就労の推進
- (3) 多様な就労の機会の確保
- (4) 福祉的就労の底上げ

### II 地域生活支援体制の充実

4 相談支援体制・地域移行支援の充実

- (1) 生活支援体制の充実
- (2) 相談支援体制・地域移行支援の充実・強化
- (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
- (4) 生活安定施策の推進
- (5) 障害福祉サービス事業者等の指定、指導監査の実施

5 サービス提供基盤の整備

- (1) 住まいの基盤整備の充実
- (2) 日中活動サービスの充実
- (3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実
- (4) 共生型地域福祉拠点の取組の推進
- (5) 地域間格差の縮小
- (6) 施設による支援

6 保健福祉・医療施策の充実

- (1) 適切な保健・医療施策の充実
- (2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (3) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がい特性に応じた支援の充実
- (4) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

- (1) 人材の確保・定着・養成
- (2) サービスの質の向上

Ⅲ 自立と社会参加の促進

8 障がい児支援の充実

- (1) 障がいのある子どもに対する支援の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

- (1) 発達障がいのある人に対する支援の充実
- (2) 在宅の障がいのある人等への支援の充実

10 自立と社会参加の促進・取組定着

- (1) 社会参加の促進
- (2) スポーツ・文化芸術活動の振興
- (3) 読書バリアフリーの推進
- (4) 生涯学習機会の充実

Ⅳ バリアフリー社会の実現

11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例\*20の施策の推進

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティ\*21の向上
- (2) 意思疎通支援の充実
- (3) 言語としての手話の理解促進等

12 安全確保に備えた地域づくりの推進

- (1) 住まい・まちづくりの推進
- (2) 移動・交通のバリアフリーの促進
- (3) 防災・防犯対策の推進

## けいかくすいしん きほんほうしん 【計画推進の基本方針】

### I ほっかいどうしやう しやじやうれい しさく すいしん 北海道障がい者条例の施策の推進

#### 1 けんりようご すいしん 権利擁護の推進

しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほうおよ しょうがいしゃさべつかいしょうほう ほっかいどうしやう しやじやうれい そく しょう ひと さべつ  
障害者虐待防止法及び障害者差別解消法や北海道障がい者条例に則して、障がいのある人への差別を  
きんし しょうがいのあるひと く かいしょう しょう しや けんり さいだいげん そんちやう  
禁止し、障がいのある人の暮らしづらさを解消するとともに、障がい者の権利を最大限に尊重することな  
どについての理解促進を図ります。

#### 2 しょうがいのあるひと く ちいき 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

しょうがいのあるひとが、すなわち ちいき あんしん く しゃかい ほっかいどうしやう しや  
障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会づくりのため、北海道障がい者  
じやうれいだい じやう きそく さだ けんいき そうごうしんこうきよくおよ しんこうきよく しゃかんくいき せっち ちいき いいんかい  
条例第41条の規則で定める圏域(総合振興局及び振興局の所管区域)に設置した地域づくり委員会において、  
ちいき かだいとう かいけつ めざ  
地域の課題等の解決などを目指します。

#### 3 しゅうろうしえんしさく じゅうじつ きやうか 就労支援施策の充実・強化

しょうがいがあっても ちいき において、いきいき はたら しゃかいぜんたい おうえん きうん じやうせい  
障がいがあっても、地域において、いきいきと働くことができるよう、社会全体で応援する機運の醸成  
はか きぎやうとう れんけい きやうどう しょう ひと いよく とくせい おう しゅうろうきかい かくだい こうちん  
を図りながら、企業等と連携・協働し、障がいのある人の意欲や特性に応じた、就労機会の拡大と工賃  
ちんざん すいじゆん こうじやう しょうほていちゃく そくしん  
(賃金)水準の向上や職場定着を促進します。

### II ちいきしえんたいせい じゅうじつ 地域支援体制の充実

#### 4 そうだんしえんたいせい ちいきいこうしえん じゅうじつ 相談支援体制・地域移行支援の充実

しせつにゆうしよしゃ いこう はあく うけいれちいき しせつ れんけい ちいきせいかついいこうご かんけいしゃ  
施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との  
れんけい はか たいしよ きぼう かたがた ちいきせいかつ いこうそくしん はか どう しちやうそん やくわりぶんたん  
連携を図り、退所を希望される方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による  
そうだんしえんたいせい せいび しょう ひと い も せいかつ しゃかいさんか そくしん つと  
相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めるとと  
もに、にゅうようじき がくれいき せいねんき そうねんき こうれいき つう いっかん しえん  
も、乳幼児期や学齢期、青年期、壮年期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができ  
るよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには介護者  
きゅうびやうとう きんきゆうじ ちいき せいかつ けいぞく たいせいせいび そくしん  
の急病等の緊急時においても、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。

また、しょうがいのあるひとが適切な意思決定支援のもとで自らの決定に基づき、身近な地域で日常生活又は  
しゃかいせいかつ いとな たいせい せいび ざいたく りやうてき しつてきじゅうじつ はか しせつにゆうしよしゃ ちいき  
社会生活を営むことのできる体制を整備し、在宅サービスの量的・質的充実を図り、施設入所者の地域  
せいかつ いこう すいしん  
生活への移行を推進します。

さらに、しょうがいふくし じぎやうしやとう てきせつ りやうしつ ていきやう してい さい げんせい しんさ  
障害福祉サービス事業者等で適切な良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査  
じっし していご りやうしや じんけんようご ぎゃくたいぼうし いしけつていしえん たいせいせいびとう てきせい  
を実施し、指定後においても利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な  
じぎやううんえい おこな しょう つか  
事業運営が行われるよう指導に努めます。

#### 5 ていきやうきばん せいび サービス提供基盤の整備

しちやうそん じぎやうしよ じやげんとう おこな けんいき せいびりやう ちやうせい ちいきかん きんこう はいりよ  
市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮

計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業<sup>\*22</sup>等の取組を推進します。

## 6 保健福祉・医療施策の充実

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築や、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

## 7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

サービスの提供に直接必要な障がい福祉・医療を支える人材の確保・定着に努めるとともに、サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行います。

また、適切で良質なサービスが提供されるよう、現場のニーズに即した研修などを通じ相談支援及び障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

# III 自立と社会参加の促進

## 8 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援・通所支援・入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システム<sup>\*23</sup>の推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援に地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

## 9 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進され、また、重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

## 10 自立と社会参加の促進・取組定着

障がいのある人が自らの選択と決定により、参加することのできる様々な活動の機会を増やすとともに、障がい者が社会参加の主体として生きがいをもって生活できるよう、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上をはじめとする環境整備を促進します。

さらに、障がいのある人と地域住民等が交流する場の整備、コミュニケーション手段の確保、移動に関する支援の利用促進などに努めます。

## IV バリアフリー社会の実現

### 11 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対し、障がい特性に配慮した意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行うほか、ICT（情報通信技術）\*24の活用により、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう情報アクセシビリティの向上に取り組むことで、障がいのある人のコミュニケーション手段を拡充し、自立と社会参加を促進します。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

### 12 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある人等の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進するとともに、障がいのある人が地域社会において、安全に生活できるよう、住まいから交通機関、まちなかまで連続し、安全で快適な道路交通の確保と防災・防犯対策を推進します。

